

むつ市議会第197回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成20年9月9日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第68号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第69号 むつ市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
- 第3 議案第70号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第71号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第72号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第73号 むつ市総合福祉センター条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第74号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第75号 むつ市公害防止条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第76号 財産の取得について
(むつ市立第三田名部小学校の建設用地の取得)
- 第10 議案第77号 財産の取得について
(むつ市消防団むつ消防団第11分団、第12分団、第16分団、第20分団、大畑消防団第4分団及び脇野沢消防団第5分団配備の小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴う更新)
- 第11 議案第78号 指定管理者の指定について
(むつ市介護老人保健施設やげん)
- 第12 議案第79号 町の区域の変更について
(農林水産省から青森県に所管換えされた国有林地のむつ市川内町家ノ辺への編入)
- 第13 議案第80号 むつ市土地開発公社定款の変更について
- 第14 議案第81号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第15 議案第82号 平成20年度むつ市一般会計補正予算
- 第16 議案第83号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第17 議案第84号 平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第18 議案第85号 平成19年度むつ市水道事業会計決算
- 第19 報告第20号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第20 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成20年度むつ市一般会計補正予算)
- 第21 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	鎌田 ちよ子	2番	澤藤 一雄
3番	新谷 泰造	4番	岡崎 健吾
5番	工藤 孝夫	6番	横垣 成年
7番	野呂 泰喜	8番	川端 一義
9番	半田 義秋	10番	目時 睦男
12番	新谷 功	13番	富岡 修
14番	佐々木 隆徳	15番	白井 二郎
16番	山本 留義	17番	千賀 武由
18番	馬場 重利	19番	山崎 隆一
20番	川端 澄男	21番	中村 正志
22番	村川 壽司	23番	浅利 竹二郎
24番	菊池 広志	25番	斉藤 孝昭
26番	富岡 幸夫	27番	村中 徹也

欠席議員（1人）

11番	高田 正俊
-----	-------

説明のため出席した者

市長	宮下 順一郎	副市長	野戸谷 秀樹
教育長	牧野 正藏	公営企業 管理者	遠藤 雪夫
監査委員	菊池 十皿夫	総務部長	新谷 加水
総務部 秘書監	齋藤 秀人	総務部 理事	石田 三男
総務部 理事 出納室長	工藤 正明	企画部長	阿部 昇
企画部 理事	近原 芳栄	民生部長	佐藤 吉男
保健福祉 部長	吉田 市夫	経済部長	櫛引 恒久
建設部長	太田 信輝	選挙管理 委員会 事務局長	大芦 清重
監査委員 局長	齋藤 純	教育部長	佐藤 節雄
教委事務 員局長	高田 文明	公営 企業局長	佐藤 純一

民副庶對
 生理策課
 部事務長
 教委事副總
 員務理課
 育合局事長
 總行課
 務政經
 部官長
 民國課
 生保年
 部金長
 總務課
 務課
 部長
 總務主任
 務政主
 部課係查

奧 島 慎 一
 安 藤 哲 雄
 花 山 俊 春
 大 橋 誠
 松 尾 秀 一
 澁 田 剛

農委事
 員務局
 業會長
 公企副總
 業理課
 官同事長
 企財
 画政課
 部長
 民庶對總
 生策主
 部物課幹
 總務政係
 務課
 部課長

吉 田 薰
 石 田 武 男
 石 野 了
 竹 山 清 信
 吉 田 真

事務局職員出席者

次 長
 總括主幹
 議事係查

工 藤 昌 志
 柳 田 諭
 石 田 隆 司

總括主幹
 主幹係事
 議事

山 崎 幸 悦
 濱 村 勝 義
 井 戸 向 秀 明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

日程第1～日程第21 議案質疑、委員会付託、一部採決

議案第68号

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第68号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第69号

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議案第69号 むつ市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第70号

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 議案第70号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第70号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第71号

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議案第71号 むつ市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第71号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第72号

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 議案第72号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第73号

○議長(村中徹也) 次は、日程第6 議案第73号 むつ市総合福祉センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

17番千賀武由議員。

○17番(千賀武由) 議案第73号のむつ市総合福祉センター条例の一部を改正する条例についてお伺いをしたいと思います。

この条例の一部改正は、指定管理者を見込んでと私は思うところでございます。そしてまた、これは大畑町の「ふれあい館」だと存じます。言わせていただきますが、この施設は平成11年11月に高齢化社会を迎えるに当たり、だれもが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会づくりが求められている、そういう要望を踏まえまして、健康と福祉の活動拠点施設、そういうこととしてつくられたと私は認識してございます。

そしてまた、市民の心と体の健康相談を初め健康教育、乳幼児から成人までの健康診査等の保健サービス、高齢者の介護の必要な方の給食、そして入浴、日常生活動作等を行う介護サービス、これら各種福祉相談、そして保健、福祉のボランティア団体のためのルームなど、市の健康福祉部門や社会福祉協議会等が配属されまして、隣接されております現大畑診療所と連携して、保健、医療、福祉の包括的なサービスを行うのが目的ではなかったのでしょうか。私が考えますと、その目

的が壊れていくように思われてなりません。その当初の目的がもうよいのかなと、そういう感じもしますので、そこらあたり市長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長(村中徹也) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(吉田市夫) 千賀議員のお尋ねにお答えいたします。

当該施設は、指定管理をするための条文改正ではなく、民法が改正になったものを条文整備するものでありますので、ご懸念されていることについては、全く今のところ意思はございません。そういうことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(村中徹也) 17番。

○17番(千賀武由) 意思がないという言葉聞いて、まず安心をしているところでもございますが、もう一点ちょっと聞かせていただきたいのですけれども、聞くところによりますと、この条例が確定した暁には、何か市の健康福祉課とか社会福祉協議会に出てもらうのだというお話もちらほら聞いております。そこらあたりのことはどうなのでしょう。

○議長(村中徹也) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(吉田市夫) 確かに現在の「ふれあい館」の運営については、私ども経費についていろいろ検討しておるのは事実でございます。ただし、旧大畑町が「ふれあい館」という立派な施設をつくった背景を考えますと、千賀議員おっしゃいますように、市の医療施設、または保健施設、それから食育の関係の中でもいろいろ利用されております。そういうことから、現在の「ふれあい館」を大畑地区住民が利用に困るような運営というふうなことは全く考えてございません。ただ、今の利用状況、例えば健康福祉課が分庁舎から離れているというふうなことは、これから総務部と協議しながら進めていかなければならないことと

は考えておりますけれども、そういう施設から外すということは全く考えておりませんので、ご理解ください。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（千賀武由） この議案は、常任委員会等でまた議論がなされると思います。私としては、どうか市民サービスの低下にならないよう、その利便性もひとつ考えて事を進めていただきたい、そのように思います。

終わります。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第73号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第74号

○議長（村中徹也） 次は、日程第7 議案第74号 むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 2点ほどお聞きしたいと思えます。

まず1点目ですが、これは旧町村の今までの合併後の前提的な条例を廃止して一本化するということに私は理解するのですが、その一本化がまた今までどおりではなくて若干変更があるのが粗大ごみについてなのです。今までは、粗大ごみが2種類あったと。縦、横、高さが120センチ未満と120センチ以上というふうに2つあったのですが、今回はこれが一本化されて200センチメートル未

満ということになりまして、ここで私がちょっと懸念するのが、今までは例えば120センチ以上ということですから、特に制限がないというふうに理解すると、今回200センチメートル未満ですから、今まで出せていた2メートル以上のものが出せなくなるのかなというふうにちょっと懸念するものですから、そののところをもう少し説明をお願いしたいということです。

そして2点目ですが、先ほど前段で言ったように、旧町村の合併後の前提条例が廃止されて一本化するということで、ここには旧町村がどういう料金だったのか、手数料だったのかというのが書いていなくてわからないのですが、結局旧町村は今度一本化されて手数料が高くなってしまおうのかどうか、そのところもあわせてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

第1点目でございますが、むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第15条、一般廃棄物処理手数料の別表に定める粗大ごみの料金には、120センチメートル未満と120センチメートル以上の2種類の記述であります。アックス・グリーンが受け入れ可能な長さは2メートル以内でありますので、これまで粗大ごみを出す市民の皆様には2メートル以内にしていただいております。今後は、アックス・グリーン受け入れ可能な200センチメートル未満としてご提案いたしましたので、ご理解を賜りたいと思えます。

第2点目でございますが、可燃ごみ、不燃ごみ袋の料金は、合併時に統一されておりましたが、資源ごみ袋につきましては、今回ご提案いたしました金額と川内、大畑地区は同額ですが、脇野沢地区は大20円から30円に、小12円から20円に値上げとなり、またむつ地区はこれまで集団回収のた

め袋はなく、新しく設けるものであります。粗大ごみにつきましては、大小の区別をなくし、旧市町村の料金の間をとって、長さが200センチメートル未満を500円に統一したことから、旧むつ市は大の1,000円、小500円の処理券から500円に、旧川内町、旧大畑町は大300円、小200円から500円となり、旧脇野沢村では料金設定がなかったことから、全額アップとなっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 再度確認したいのが、第1点目の粗大ごみの件で、今までは2メートル以上はなるべく出さないようにとお願いしていたというふうな説明があったのですが、でも実際は2メートル以上でも受け入れていたということがあったのかどうか、そこを再度確認させていただきたいと思います。

それと、2点目のほうで資源ごみ袋も新しく今回は追加したということになりますと、今までは当然資源ごみ、空き缶とか瓶とか本とか、そういうのは資源ごみの日に出すということになっておりますが、それが一般のごみ袋にこういう資源ごみを袋に入れると、大体週2回ですか、回収している、それに出すことができるという形になると理解してよろしいのでしょうか。そこを再度確認させていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

粗大ごみにつきましては、粗大ごみを出す市民の皆様にはアックス・グリーン受け入れ可能な2メートル以内にしていただいております。それ以上のものについては、半分にするとかということでございます。

それから、資源ごみの関係でございますが、現在むつ地区が集団回収でございまして、残りの川内、大畑、脇野沢地区は資源ごみ袋に入れて集積

場所に出しているということで、全地区を統一してむつ地区でも資源ごみ袋に入れてステーションに出せるようになるということでございます。

それから、集団回収のほうにつきましても、川内、大畑、脇野沢地区でも団体が希望があれば集団回収も、平成21年4月1日からは実施可能な条例設定にしております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 最初の粗大ごみですが、半分に切るということで説明がありましたが、それは例えば棒切れでもいいです、4メートルの棒切れをトラックで運んでいったと。そうするとアックス・グリーンではそれは拒否しないで受け入れはして、アックス・グリーのほうで半分にして処理していたというふうに理解していいのか。それとも、持ち運ぶ人が最初から2メートルに切って持ち込まないと、もう受け入れないよというふうにしていただいていたのかどうか。結局こういうふうにもう2メートル以内と決められてしまうと、今まで出せていたのに、今度は受け入れてもらえないというのがあれば、ちょっと問題だなというふうに思ったものですから、そこを心配しております。そのところをきちんと徹底できるものかどうか。

たしか自分で廃屋を壊せば一般ごみで出せて、例えば業者に頼めばもう産業廃棄物になるとか、何かそこら辺もあるようで、自分で壊して出た廃材、当然2メートル以上のものはあると思います。そうすると、今までは運べたのが運べなくなるというふうなことをちょっと思うものですから、そこら辺徹底できるものかどうかということをお聞きしたいということです。

2点目の資源ごみ、これはちょっと大きい問題ではないかなと思うのです。今、旧町村のほうがそういう集団回収というのをやっていなくてこういう制度を設けるということですが、旧むつ市の

ほうは今までの職員の努力で集団回収ということ
で結構高い比率でリサイクルしてきたものですから、それが崩れていってしまうのかなというふうな感じをするのは、確かに今でも空き缶とか瓶とか、普通の燃えないごみの袋に入れてごみステーションに出すのを見ていて何とかならないのかなとは思っていたのですが、ただそれが今度いいよというふうになってくれば、集団回収に携わっている方の努力が、もうそっちで今度出すのが面倒くさいですね、月1回ですから、忘れてしまますから。もうそっちのほうに出さなくても通常の一般ごみと一緒にしてしまうという流れになってしまって、集団回収に携わっている方の努力がなくなってしまうのかなというふうに思いまして、そこら辺きちっと庁内で議論したのかどうか、またその集団回収に携わっている方の意見をどの程度聞いたのかということ、そこら辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） お答えいたします。

粗大ごみについては、戸別回収方式をとっておりますので、事前に予約をしていただいて、月に1回その家にお伺いすると。例えば大きいのがあった場合は、収集に行った業者の方がアックス・グリーンに入れる前に小さくしているというような現状もあるかと思えます。

それから、2点目の関係でございますが、今回のごみの収集方式等の統一に向けましては、5月15日にむつ市廃棄物減量等推進審議会に諮問いたしまして、5回の審議会を受けて、答申をいただいた案に基づいて条例改正が必要な部分について今回ご提案申し上げたということでございます。当審議会の構成は、むつ地区、川内、大畑、脇野沢地区それぞれの地区の方々の方が委員になっておりますので、特に資源ごみの集団回収につきましては、川内、大畑、脇野沢地区では当面なかなか実

施できないというようなことで、両方式の併用方式を当分続けざるを得ないというふうなことでお願いしております。

それから、むつ地区におきましては、資源ごみについて集団回収で月1回なものですから、どうしてもアパート住まい等の方は可燃ごみの袋に資源ごみを入れて出している例もあるということで、むつ地区にも資源ごみ袋、またステーション方式を導入するということでございますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第75号

○議長（村中徹也） 次は、日程第8 議案第75号 むつ市公害防止条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 1点だけお願いいたします。

今回提案された中身では、今までは公害対策審議会に市議会議員が委員になっていたのですが、今回提案された改正案では、市議会議員が外されたということで、なぜそういう形になったのか、理由をお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

現在の公害対策委員は、平成18年11月1日から

平成20年10月31日までの任期であります、平成19年12月6日付でむつ市議会議長より、市議会議員選出の各種委員について、公害対策審議会委員は議会から推薦しない旨の通知を受けたことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第76号

○議長（村中徹也） 次は、日程第9 議案第76号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市立第三田名部小学校の建設用地を取得するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

17番千賀武由議員。

○17番（千賀武由） この議案は、ただいまおっしゃられたとおり、むつ市立第三田名部小学校の建設用地の取得でございますが、買収の交渉に際しましては大変ご苦労したと推察いたします。しかし、この買収財源は市民の血税であることも考えれば、少しでも安く、そういう姿勢で臨むことが必要かと私は思います。

それで、この示された価格に決まった経緯と、この価格が適当な価格であると理解をしているのか。また、この5万1,055平方メートル、約1万5,440坪強ですか、これで校舎、体育館、グラウンド分の面積として十分なのか、そこらあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず、財産を取得した地権者との交渉の経過というふうなお尋ねですので、お答えいたします。

地権者との交渉は、現在の第三田名部小学校に建設ができなくなったという時点から交渉を進めてまいりました。その段階で土地の鑑定をいただいて、鑑定評価にかけております。その価格をもって一応取得価格というふうなことにさせていただいております。

それから、面積の関係でございます。議案に提出しております現在の5万1,055平米でございますけれども、これは市内の小・中学校の中では一番大きな面積になります。したがって、校舎の建設はもとより、それから校庭等も屋内体育館も十分に確保できる面積となっております。

ちなみに、現在の校舎の面積に比較しますと、大体3.3倍の広さを有します。現在市では小中一貫教育を推進しておりまして、将来的には第三田名部小学校に中学校を併設したいというふうな考えを持っておりますので、その分も含めて購入してあるということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（千賀武由） 理解いたしました。

それで買収後この土地を造成する必要があるのでございますが、これは来年度実施ということはわかっております。その土地造成の着工、完成時期の予定がわかっておりましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

今回補正予算で提出しておりますので、予算の中身についてはこの場で触れさせていただくわけにはいかないわけなのですけれども、当初の計画、そしてまた平成20年度から平成24年度までで完成

するという計画には全く変更がございません。それで、今年度は一応用地買収、現在提案しております用地買収、それから基本計画の委託、それから校舎の実施設計の委託を行いたいと思っています。それから外構工事の設計も委託をいたします。平成21年度は、校舎の建設にかかりまして、2カ年で完成の予定でございます。それから、平成22年度には屋内体育館の実施設計を行いまして、平成23年度には屋内体育館を完成させると。平成24年度には、すべての外構工事を終えて学校が完成するというふうな計画になっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。12番新谷功議員。

○12番（新谷 功） 第三田名部小学校の件は、今から二十何年前に佐々木肇さん、あるいは今は亡き葛西武さん等々が、そのころから第三田名部小学校の改築を希望してきたわけで、ようやくそれが実現に向かって動いたと、これは大変喜ばしいことだと、このように思っております。時間があれば、葛西さんに行って報告したいと、このように思っておるわけでございます。

そこでお伺いしたいと思っております。今教育部長の説明によれば、土地は現在よりも3.3倍と、これは将来の小中一貫校を目指してあるから、この広さの土地を買収するということの説明であったのですけれども、とかく学校の建設においては、私の記憶であれば、例えば大湊小学校、当時あれを改築するに当たっては、事務方の説明によれば、大変生徒数がふえるということで計画したのです。そういう経過、部長は覚えているか、教育長は覚えているかと思うのですけれども。ところが、これもいろんな事情でもって計画どおりにいかなかった、現在は全くそのとおりだと思うのです。だから、そういうことから考えてみますれば、私

がお聞きしたいのは、例えば第三田名部小学校の現在の在校数、そして将来的には、これはどのくらいの児童・生徒数をシミュレーションしておるものか、伺っておきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） お答えいたします。

現在の第三田名部小学校の児童数は275人というふうなことでございますけれども、やはり年々ふえておりまして、今プレハブという形でやっておりますが、特別教室をとれないで教室のみというふうなことでございます。あそこは住宅地に変わりつつありますので、相当の部分減ることはないだろうと、このように見ておりまして、最低でも各学年2学級で290人以上は確保できるものと、このように見ております。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（新谷 功） ただいまの教育長の答弁、290人は確保云々と。これは教育長、小・中学校を合わせてのお話なのでしょうか、確認しておきたいと思っております。

それで、先ほど教育部長から、将来は小中一貫校の構想も持っているやの話が出ましたけれども、もしそうなれば、小中一貫校はいつごろを想定しているものやらお聞きしておきたいと思っております。

それから、確かに教育長がおっしゃったとおり、今の新田名部川を越えれば土地の価格が安いのです、全くそのとおりです。それで、こんなことを言っているかわかりませんが、高所得者は割合にバイパスのほう、こっちのほうをかなり買い求めているのですけれども、ちょっとそれよりも所得が低い人が随分そちらのほうを求めているのです。だから、そういう意味では、私も将来的にはあの辺は児童・生徒数がふえると、このように考えておるわけでございますが、その辺は理解できるのです。先ほどの、これは教育長の

答弁になるかと思うのですけれども、小中一貫校の見通し、そしてそうなった場合の学区、あるいは田名部中学校、それから第三田名部小学校をつくることによって、今の学区の編成といいますか、学区割がどうなるのかなということで、その点お聞きしておきたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正蔵） 先ほど申しました二百七十何人というのは、あくまでも児童数でございますので、これは中学校は入ってございません。

そういうことで、将来小中一貫校へ向けてのプランはどうかというふうなことでございますが、ご存じのとおり、田名部中学校という学校は、現在758名ということでございまして、普通学級が22学級ございまして、あと特別支援学級が2でございますから、プラスしますと24学級というふうなことになるわけでございます。

県下で中学校は176校あるわけでございますが、そのうちでも田名部中学校は3番目に大きい学校でございます。一番大きい学校は、五所川原第一中学校でございまして、ことしの数は845名でございます。あとは弘前第一中学校833名ということでございまして、その次が758名の田名部中学校ということでございます。30万都市の青森市とか、あるいはまた八戸市、十和田市等々につきましては、最大限で600名そこそこというふうなことで、相当適正な一つの規模に変わりつつあるということでございます。

大規模校になりますと、学習指導あるいはまた生徒指導、部活動等の指導におきまして、やはり大きいというふうな感じは否めないわけでございますので、何とか500名あるいは600名ぐらいの数にダウンさせていきたいものだと、こんなふうにも思っております。

第三田名部小学校をつくるに当たって、やはり小中一貫教育の中で、学区の問題もありますけれ

ども、例えば要するに学区審議委員会などで検討していただくことになろうと思いますが、まず考えていることは、新田名部川の向こうにつきましては、要するに現在の第三田名部小学校学区だけでも、少なくとも中学生は2学級以上は確保できるものと、こんなふうにも見ているわけでございます。したがって、小学校が12学級以上になりますし、中学校が6学級以上になりますから、ある程度の規模が確保できるのではないかなと、こんなふうに見ております。

時期的には、実は文部科学省と話しておりまして、今までの基準、今までの基準というのは、戦後間もなくできた基準によりますと、通常学校24学級以上でなければ分割を許可しませんと。許可しないのではなくて、補助金出しませんという非常にきついのがございまして、そうしますと、青森県の学校はほとんどが該当しないということになるわけでございますので、大変きついものでございます。ただ、最近は中央教育審議会などにおきまして、そういう数の見直しを検討したいという方向で動きつつありますので、何とかそういうタイミングと合わせながら、うまく補助金など等を利用できないものかというふうなことで国の動きと合わせながら検討させていただきたいと、こんなふうにも思っております。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（新谷 功） ありがとうございます。

私は、教育、子供たちにお金をかけたり、そのための施設は大賛成なのです。これは、宮下市長もそのとおりだと私は思っております。宮下市長も自ら塾を経営して子供の学業あるいはむつ市の子供たちを育てていくということで、全く私は教育にお金をかけたり、その施設をつくることには大賛成でございます。その中であっても、やっぱり過大設計等々が、今までの例からいって、そのシミュレーションどおりいかない例が多々あるわ

けでございますので、その点はよく精査して、将来的に大丈夫なような施策を行ってほしいと、このように思いますので、どうぞよろしくお願いたしたいと思います。

○議長（村中徹也） これでは新谷功議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 二、三お尋ねさせていただきます。

まず、この土地の形をぱっと見まして、なぜ四角くならなかったのかなというふうなことを思い出したもので、これは意図的にこういう形のものにしたのかどうかということでもあります。

次であります、今までの3.3倍の土地ということで、では今までの土地はどのような形で利用されるのかということです。

最後ですが、進入路、私もここの道路を結構何回か通るのですが、かなりの砂利道、途中から国道に近くなる部分は少し舗装されているという感じで、ほとんどが砂利道なので、ちょうど舗装されているところまでこの進入路が届くのかなと、そういう感じはしますが、ただ学校というのは、いろんな意味で避難場所になるので、片方から入る場合は舗装でいいのですが、もう片方の酪農のほうから入る場合は、もうかなりがたがたの砂利道で、スピードを出すと、車がぼんぼんはねて、わきに飛んでしまうぐらい大変な道路なので、そここのところはどのように考えているのかということです。

あと側溝も、私は見て、余り状態もよくない部分があるのかなと思って、そここのところもどのように考えているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、土地が変形しているというふうなことで、

四角にできなかったのはなぜかということがございます。当初の建設計画の中では、市道に面した四角い用地の取得を目指しておりました。しかし、一部地権者から価格の面で合意が得られませんでしたので、やむを得ずこのような形になったというふうなことでございます。

それから、現在の土地の利活用のお尋ねでございますけれども、建物、土地とも今後活用する予定はございません。したがって、建物を解体したうえで、土地については市長部局へ移管する予定でございます。

それから、進入道路の砂利道の問題でございますけれども、通学道路となります市道酪農2号線につきましては、非常に幅員が狭うございます。通学路としての安全性に非常に問題があるというふうなことで、拡幅整備等を建設部のほうと協議をして実施する予定になっております。その関連予算を今回の定例会に建設部所管事業の予算として提案させていただいておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） まず最初は四角い用地取得を目指したということですが、これは当初この道路に面している部分も取得する予定が、地権者とうまくいかなかったということでもあります。そうすると当初の取得面積よりはやっぱり狭くなったという形で理解してよろしいのか。それとも、ここの取得できなかった部分を、また下のほうで増幅して取得できた形の、これ全部が5万1,055平方メートルですか、結局プラマイして当初の目的どおりの土地を取得したというふうに考えていいのかどうかということと、これからもこの取得できなかった部分の土地は取得を目指すという考えなのかどうか、そこをちょっと再度確認させていただきたいと思います。

それと、進入路の問題で、今建設部ときちっと

協議して整備するという予定となっているみたいですが、そうするとそちらもかなりの金額が必要かなというふうに思います。そこら辺の拡幅もすぐできるものかどうか、その確認はどの程度されているのか。例えば学校が、予定だと平成24年度完了ですが、大体平成24年度までにその道路の整備もあわせてきちっとできる予定なのかどうか、そこも確認させていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

先ほどのいわゆる議案に提出しております黒く塗られている部分以外のいびつになっている部分なのですけれども、これを取得する予定でありました。ここも取得できなかったために、下のほうを代替地として取得しております。したがって、当初の取得面積、計画面積では4万5,251平米でありましたので、若干当初計画よりは広がっているというふうなことでございます。

それから、道路の拡幅の件につきましてでございますけれども、ちょうど校舎が完成する年度までには何とか実施したいというふうなことで建設部のほうと協議を重ねております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第77号

○議長（村中徹也） 次は、日程第10 議案第77号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市消防団むつ消防団第11分団、第12分団、第16分団、第20分団、大畑消防団第4分団及び脇野沢消防団第5分団配備の小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴い更新するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第78号

○議長（村中徹也） 次は、日程第11 議案第78号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市介護老人保健施設やげんの管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） この介護老人保健施設やげんを当初議論する際は、新しく職員を配置する必要はないと、今ある職員で対応できるから大変いい施設であるという形で、人件費がこれ以上膨らまないというふうな説明があったのでありますが、こういう指定管理になるに当たって、今現在の職員は継続していくものか、それともどういう形になるのかというのがちょっと心配なものでお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

横垣議員のご発言は、今ある職員で足りるから、この介護老人保健施設を併設しても間に合うというふうなお話でしたけれども、民間に移るわけで

すので、現在の公務員として、一部事務組合の職員としておられる方は、希望されれば、そこに残る方もおられるでしょうが、確認いたしましたところ、むつ総合病院のほうで配置がえというふうなことで基本的には考えているということでございます。現在大畑診療所においては、職員と臨時職員が合わせて20名が勤めておりますが、やげんの人事配置の表を見ましたところ、病院経営としては12名、老健施設としては24名という計画で上がってきておりますので、申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 今の説明だと、ほとんどがらっと変わるような形になると思うのですが、今までかかっている患者さんだとかは、地域のこの施設にお世話になる方、これからもなるだろうという方は、そう変わりはないのですが、当然職員と今までの地域の人とは結びつきがあるわけで、こういうふうがらっと変わってしまうことによって、だんだんなれてくると思いますけれども、やはりそれなりのコミュニケーションが最初はやっぱり戸惑う方がいるかと思っておりますので、そこをどのようにフォローしていくかということ、どのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員ご懸念の部分なのですが、現在その2階の部分、これはまだ全く稼働しておりませんので、そういうふうな小規模介護老人保健施設としては初めての太田地区における指定管理でございますので、現在患者さん、入所者もないわけでございますので、ご理解をいただけるのではないかなと思います。

職員につきましては十分本人と、さまざまな部分でこの議決、そして一部事務組合下北医療セン

ター議会の議決、これを経ましてからじっくりと進めさせていただきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） まず、指定管理者が医療法人章士会に決まった経緯。

次に、施設に入所する被介護者の人数がどれくらいか。

それから、指定管理の委託予定額は幾らぐらいか。

それから、指定管理に赤字が発生した場合に、赤字は補てんしないという方向でよろしいのか。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 老健施設の管理委託につきましては、病院経営ができる法人ということで、このたびの申し込みについては章士会の三上医院しかなかったということ、この三上医院が介護老人保健施設を請け負っていただけという了解のもとに検討いたしました。

被介護者の人数については、さきにお示したとおり、29名の小規模ということでございますので29名、それと新たに一部事務組合下北医療センター議会のほうで可決しております19名の入院病床が10名ということになりました。

次に、管理委託の金額でございますけれども、これについては委託はございません。本人経営でございます。赤字補てんについても、条例の中には盛ってございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第78号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第79号

○議長(村中徹也) 次は、日程第12 議案第79号 町の区域の変更についてを議題といたします。

本案は、農林水産省から青森県に所管換えされた国有林地をむつ市川内町家ノ辺に編入するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番工藤孝夫議員。

○5番(工藤孝夫) 1点だけお聞きいたします。

この工事は、どういう経過で火山砂防工事の実施となったのか、この点をお聞きいたします。

○議長(村中徹也) 総務部長。

○総務部長(新谷加水) これは、県が行っております畑沢火山砂防工事によるものでございますけれども、工事を所管しております下北地域県民局にお聞きいたしましたところ、畑沢は土石流の危険渓流ということで、畑沢下流にございます人家及び耕作地等を土石流から保全するために砂防ダム1基を整備するというものなそうございまして、平成18年度から調査設計に着手して、昨年度までに工事に必要な用地の取得をおおむね終えて、今年度から工事に着手して、今年度末の事業完了を目指しているということだそうでございます。

以上です。

○議長(村中徹也) 5番。

○5番(工藤孝夫) これは、今年度の分は終わったのだけれども、継続事業だという話も聞きました。その辺はどうなっていますか。

○議長(村中徹也) 総務部長。

○総務部長(新谷加水) 下北地域県民局からお聞きしている工期は、平成18年度から平成20年度ということでございます。

○議長(村中徹也) これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第80号

○議長(村中徹也) 次は、日程第13 議案第80号 むつ市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

18番馬場重利議員。

○18番(馬場重利) ちょっとお聞きしたいと思えます。

実は、このむつ市に公社があるというのは、大変勉強不足で申しわけないのですが、この公社設立の経緯、それから今後これを存続していかなければならないものなのかどうか、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(村中徹也) 企画部長。

○企画部長(阿部 昇) 馬場議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、経緯につきましては、毎年度当初予算の中にも提案してございましたけれども、土地開発公社の損失補償ということで、ある一定の年度までを時限として、いわゆる債務負担行為で、これは詳しくは申し述べませんが、旧大畑町の時代が

らのものでございます。合併によって市が引き継いだという経過がございます。

それから、今後ということにつきましては、一応債務負担行為では平成33年度までを目途にしておりますが、実は県のほうからもいろんな、いわば公社そのものの経営改善につきまして指導がございまして、私ども実務課としては、県に対しましての協議の中で、平成22年度を目途に清算したいなと、こういう考え方にございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（馬場重利） そうしますと、詳細はわかりませんが、公有財産を取得するがための公社であったと。それを今大畑町から引き継いで、新市がいわゆる借金の返済のために残しておかなければだめだと、はっきり申し上げると、そういうことですね。それが今企画部長のお話だと、できれば平成22年度で返済し終わりたいと。返済し終われば公社は解散できると、こういう理解でよろしいですか。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいま馬場議員がおっしゃるような考え方でよろしいかと思えます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで馬場重利議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第81号

○議長（村中徹也） 次は、日程第14 議案第81号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号

○議長（村中徹也） 次は、日程第15 議案第82号 平成20年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

23番浅利竹二郎議員。

○23番（浅利竹二郎） 議案第82号 平成20年度むつ市一般会計補正予算について質疑いたします。

予算書の11ページ、歳出第2款第1項2目企画費の下北・むつ市経済産業会議について、会議の趣旨、目的、人員構成要件等と、会議開催にはある程度特定の企業、業種を念頭に調整しているのかについて伺います。

2点目、同じく歳出の第2款第1項29目庁舎建

設費について、今後の予算案提出、本庁舎住所変更条例案提出までのシナリオと、予算を伴う条例案提出の一般的手順についてお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 浅利議員お尋ねの、まず1点目の下北・むつ市経済産業会議、これにつきましては、副市長からご答弁を申し上げます。

また、事務所の位置変更条例提出、今後のことでございます。庁舎移転の件でございますけれども、この部分は今定例会に改修費の、今議案第82号として補正予算が上程されておまして、これを御議決いただきましたら、12月定例会にその特別多数議決を求める条例改正の部分、これらについての上程を予定しております。しかしながら、本日の状況を、しっかりと皆様方のご理解を得た後というふうなことになりますので、先のことを今から余り申し上げたくございませんけれども、一つずつ積み重ねてご理解を深めていくという手法には変わりはありません。

詳細につきましては、副市長及び担当部長から答弁をさせます。

○議長（村中徹也） 副市長。

○副市長（野戸谷秀樹） ただいまの下北・むつ市経済産業会議費について、私から答弁させていただきます。まずもってその会議の趣旨についてでございますが、趣旨、目的につきましては、当地域についての雇用の問題、特に若者の地域外への流出が顕著であるということをもつて認識しながら、地域活力について検討を加えたいというところが大前提としての趣旨でございます。

人員構成につきましては、検討する委員の先生方につきましては、大筋25人以内の委員を想定してございますが、議決をいただきまして、さらにそこを詰めてまいりたいというぐあいに考えております。

それから、会議の特定の企業云々というところ

につきましては、一般的な産業部会とエネルギーの部会を想定してございますので、おのおのに見合うような方々を選定してまいりたいと。加えて申し上げますと、大学の先生方にも専門委員として加わってご検討をしていただきたいというぐあいに想定してございます。大筋そういう形で産学官民が協働して、下北、むつ市の雇用の問題を考えたいということでこのたび計上しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 庁舎移転のスケジュールにつきまして、市長答弁に補足説明をさせていただきたいと思っております。

この改修工事費の補正予算案を御議決賜りますと、11月までに建築、電気、空調、水道、それぞれの工事について入札執行をいたしまして、仮契約を締結いたしたいと考えております。12月定例会にこの契約案件を上程いたしまして議決を賜ります。議決を賜りますれば、1月より改修工事に着手して、9月19日からの5連休、この5連休を利用して移転をしてみたいというふうを考えているところでございます。

市役所の位置を定める条例の改正でございますけれども、3分の2の議決が必要な条例の改正でございます。これにつきましても12月定例会に上程するという予定でございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

企画費の下北・むつ市経済産業会議につきましては、一般質問でも触れる予定なので、今回は期待をしているということにとどめたいと思っております。

次に、庁舎建設費について、赤字財政の中、今なぜという思いが市民の間にあります。市長決意の根底は那邊にあるのかについてお伺いいたしま

す。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 赤字財政なのに今なぜ庁舎の移転というふうなことでございますけれども、これまでさまざまな経緯を、もう既に浅利議員ご承知でございますでしょう。その部分において、現庁舎の問題、駐車場の問題、そしてまた赤字というふうな部分で、3月当初予算ではなかなかその赤字解消計画のしっかりした部分、そういうふうな部分がまず見通しがつかなかった、それから入ってくるであろうという部分での予想のもとでは、私はこの歳入の部分での不確定、不安定な部分では当初予算を盛りたくないというふうな形、そしてまた住民、市民説明会、この中で多くは、やはりこういうふうな財政状況の中でいかがなものだろうかと、財政状況はどうかというふうなお尋ねがたくさんございました。そういうふうなものに対してのしっかりした説明、誠意を持って説明すること、そういうことが一通り私はご理解を深めることができたのではないかと、こういう思いで、赤字解消計画も順調に進めておりますし、また歳入の部分でもしっかりとしたものを確保する見通しが立ちました。そういうふうなことで、今皆様方に上程し、お諮りをして、ご審議をいただいているところでございます。

また、その事業費の予算計上、これにつきましても十分精査する必要が、時間が必要であったというふうなこと、また繰り返しますけれども、4つの指標によります財政健全化法の部分もやはり一番気になりました。そういうようなさまざまなことを総合的に判断いたしまして、今定例会に上程させていただいた次第でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

決意のほどはよくわかりました。しかしながら、庁舎の住所の変更条例案には3分の2という高いハードルがあるわけです。議員の協力を得るのは当然でございますけれども、議員を支える市民の理解にもそこを来さないように十分注意していただきたいと要望しておきます。

終わります。

○議長（村中徹也） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。2番澤藤一雄議員。

○2番（澤藤一雄） 13ページ、第8款土木費、第3項河川費でございますが、大畑地区排水路整備事業費でございます。これは、調査の委託料だと思うのですが、この排水路整備の時期、完成の時期、これはいつごろになるのか。洪水対策だと思うのですが、だとすれば、調査の後ということでしょうけれども、どういう方法が想定されているのか。そして、県との連携がどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 澤藤議員のお尋ねにお答えいたします。

このたびの補正予算でございますが、大畑地区の排水路整備事業についてでございます。毎年発生する大畑地区市街地の内水はらん対策について、本年度より平成23年度までの4カ年をかけまして、対策事業を実施することとしております。本年度は、基本計画を策定のため、業務委託料を予算計上しておりましたが、大畑地区内水はらん対策事業の排水計画による流末のネックとなっております国道279号について、県は来年、平成21年度から消融雪溝を整備するというので進めてございます。内水はらん対策の事業効果や工事費などの経済面を考慮した場合、県と歩調を合わせて事業を進めることが必要となりましたので、新たに実施設計を委託料に追加したものでご

ざいます。

方法につきましては、まだ基本計画ができておりませんので、ことし基本計画を立てて、それから順次事業を進めていくということでございます。

県との連携ということでは、先ほどお答えしましたとおり、歩調を合わせて進めていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 県が来年度消融雪溝を整備するというようなことではございますが、恐らくこれは大畑川の右岸側でのことだと思うのです。左岸側もやはり内水はらん、溢水はらんがあるわけではございまして、昨年ちょっと洪水がありまして、県のほうに揚水ポンプ、これはどうしても大雨が降って洪水が発生したときには、大畑川の水位が上がって天井川みたいになると。それによって内水、陸水が川に乗っていけないというような状況になるわけではございまして、どうしてもやはりポンプアップが必要だろうということで、県のほうにもお願いをした経緯がございまして、この辺も右岸だけでなく左岸も含めた調査を県への要請といえますか、お願いといえますか、そういうことも想定しているのかお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） このたびの計画では、左岸のほうは含まれていないというふうに考えております。

今のお話をお聞きしまして、うちのほうとしましても、県には要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。10番目時睦男議員。

○10番（目時睦男） 補正予算の歳出の第3款民生

費、第2項老人福祉費についてお伺いをしたいと思います。

補正予算の中でこの項目7,283万8,000円補正を提案しているわけではございますが、備品購入費、負担金補助及び交付金含めて、その具体的な内容をお示し願いたい。多分これは条例の提案されております介護老人保健施設やげんの施設の整備費というような認識を持っているわけではございますが、お知らせを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

ご指摘のとおりこの補正予算は、介護老人保健施設の整備事業であります。整備事業の内訳といたしましては、暖房に係る電気工事5,775万円、徘徊対策、いわゆる自動錠錠ということで525万円、それから現在の大畑診療所のベッドは使えないということで、新たに電動ギャッジベッド購入29台分、これが983万7,299円、以上7,283万7,299円となっております。

以上です。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（目時睦男） わかりました。それで、今説明ありました暖房設備の改修でしょうか、5,775万円、現在も暖房施設が整備されているわけではございますが、この具体的な内容、理由、工事の中身を再度お知らせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） お答えいたします。

現在大畑診療所では、A重油において暖房、給湯、空調設備等を行っております。この経費が年間614万6,000円かかっております。これが改修後、年間168万円、いわゆる節減効果として446万円の効果があらわてくるということではございます。このことから、大畑診療所は平成41年まででございますので、12年の償却期間を考えれば十分効

果があるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（目時睦男） この部分について、提案されている指定管理者のほうからの要望に基づいたものなのか、市としてコスト面等々考えての改修費というか、そういう形での予算計上なのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 目時議員の指定管理を受け、これはまた今議題となっている指定管理の部分なのですけれども、章士会とは十分協議をしつつ改修についての提案であるというふうなことでございます。例えば医療機器の部分については相手側が持つとか、改修の部分についてはこちら側、さまざまな細々とした部分の中で協議を結んでトータルとしてこの金額になっているというところでございますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 大きく分けて2点ほどお聞きいたします。

まず1点目が庁舎建設についてであります、位置変更と今回の補正予算との関係であります。今回予算が過半数で通ったとして、今度位置変更は3分の2ということで高いハードルになって、12月定例会でその位置変更がなかなか可決されなかったというふうな場合、11月に入札、12月に契約議案を提出、こういうことはどのような形になるのかというのをお聞きしたいと思います。

そして次ですが、この庁舎建設については、当初25億円ということで出発した経緯がございます。それが今回詳細に提出されたところによると31億4,838万5,000円ということで、当初の25億円

に比べて6億4,838万5,000円も膨らんだ、そういう事業になっております。私は、これ以上まだふえるかなというふうなことを思っていますし、市民も大変そういうことも心配しております。これについて、市長のお考えをお聞きしたいと思えます。こういうふうに膨らんだということについてのどのように思っているか。

そして、その庁舎について第3点目が、先ほど市長答弁で若干おっしゃいましたが、市民の声もいろいろ聞いたということで、その市民の声、どのくらい数多く聞いたかだというふうに私は思うのですが、そのところ市長、今回の提案理由は財政の面が改善したというのが大きな理由であります、「まちづくりの主役は市民」と第一義に言っておる市長ですから、そこら辺の市民の声というのをどの程度総括してこういう形の提案になったかというのをお聞きしたいと思います。

そして、大きな2点目であります。これについては議題外にわたったら、議長、注意をお願いしたいのですが、11ページの離島航路運航維持事業費補助金1,202万円ということで計上されております。ちょっとこれに関連すると私は思うのですが、議長が関連しないと思ったら注意してもらいたいのですが、本当に最近この離島航路、青森市と下北半島を結ぶ離島航路、私も大変大事だと思っております。ところが、最近の報道だと、東日本フェリーが大間と函館、これをもう撤退すること、これについて市長がどう思っているかというのをちょっとお聞きしたいのです。やっぱりここも大事ですが東日本フェリーも、これは大間町だけが解決する問題ではなくて、むつ市もそれなりにやはり援助しなくてははいけないかなというふうに思って、市長のお考えをお聞きしたいなと思いました。よろしくお祈いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のまず1点目の庁

舎移転のほうの3分の2の特別多数議決の部分、これなかなかできなかつたらどうするのかというふうなご趣旨だと思います。先ほど浅利議員のお話にもございましたけれども、答弁もいたしました。私は、しっかりと皆様方に個々にご説明を申し上げ、まずこの予算を通していただき、そして1つステップを踏んだら、また次のステップに向かって、誠意を持って誠実にお答えし、そして説明を重ねていってご理解をいただきたいというふうな思いで臨みたいと。できなかつたらというふうな、そういう想定にお答えすることは私は今できません。まず1つずつ積み重ね、そしてそれに向かって理解を深めていただきたいと、こういうふうな思いでございます。そういう形で臨んでいきたいと、こういうふうに思います。

2点目のお尋ねでございますけれども、25億円から31.5億円まで膨れ上がったのではないかと。ことし2月時点の説明会、比較表も多分参考資料として議員に、議場のほうに配布になっているかと思うのですけれども、2月の説明会、市民説明会、また議会への説明会の段階では、27.5億円でございます。そして、今定例会で上程させていただきました継続費でございますけれども、トータルとして28.2億円ということで、ふえているのは7,000万円ちょっとというふうなことでございます。

まず、その工事費の部分については、トータルで18億円ということで2月の説明会でお示しをいたしました。それから、7,200万円程度増額になっております。それは、まず1つに建物の下のほうに公用車を置くスペース、これを見出すことができました。車庫を建てるよりも経費が安く済むというふうな部分、そういうふうなことがございますので、道路側から向かって建物の右側のほうに車庫を建てるのではなくて、ちょうどその床下に50台程度の公用車を保管できるというふうな部

分がございました。その駐車場スペース、その整備に3,000万円程度、そしてさらにそのほかには燃油の高騰等によります原材料費の高騰、そういうふうなものがトータルとして7,000万円ふえていると、2月の説明会からふえているのはそういうふうな状況であります。31.5億円というのは、総計として、それは今議会にお諮りをお願いしているわけございませんけれども、キッズプラザの部分、開放エリアの分、その部分が3億円ちょっとというふうなことでございまして、それはまた各議員のお話をお聞きしながら、また市民のご意見も伺いながら、そういうふうな形でその3億円の開放エリアの部分については後ほど議会のほうに報告し、お諮りをしていく手順でございますので、突然その25億円から6億円ふえたというふうな解釈は私はしていただきたくない、というふうな思いでございます。

市民の声をどのように集約していくのかと、どの程度集めたのかというふうなご趣旨でございます。私は、住民説明会、十数回にわたり開催をいたしました。そこでやはり一番声が大きかったのは、こういうふうな財政のもとでという、非常にそういうふうな声を受けて私は軌道修正をいたしたところであります。その軌道修正をした、そしてまたスタートをしたというふうなことは、先ほど来お話をしておりますように、赤字解消計画の着実な実行、そして歳入の部分の確保、そういうふうなもろもろのことを勘案して今上程をさせていただいたと。さらに、市長への手紙、反対の声もでございます。また、早く移れというふうな声もあります。そういうふうなことで、私は議会のほうの形でご提案をさせていただき、そして市民の代表である皆様方にご判断をいただくべく努力をしているというふうなことでご理解をいただけるものと、このように思います。

さらに、離島航路の部分、東日本フェリーの件

につきましては、この補正予算にかかわりのないものでございますので、答弁は差し控えさせていただきますと、このように思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 移転費用について、市長答弁に若干補足させていただきたいと思っておりますけれども、横垣議員当初25億円だったのではないかとこのようにございまして。確かに当初の基本計画の段階では25億8,744万8,000円という、そういうのを基本計画の段階ではお示していた、そういうことがあったわけでございましてけれども、これは他の経費、いわゆる備品、移転費、あるいは庁舎解体費等々、このような経費が入っていないということを明言したうえでお示していた工事費だけということでお話をし、2月の市民説明会の折には、これらの額も概算でお示いたしまして、27億5,000万円という額にしたということでございまして、別に他意があったわけではございませんし、今当然必要となる額ということで、特定できなかったということで、その旨お話を申し上げながら説明をしてきたということでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 位置変更と今回の議案との関連についての市長の思いはわかりましたけれども、とにかく事務的な形のものでやっぱり事実を教えてくださいたいのです。市長の何とか3分の2で議決するよう努力したいというのはわかるけれども、今回通って3分の2の議決が否決されたときには事実はどうなるのか、それはやっぱりしっかり答弁すべきだと思います。やっぱり市長の思いはわかりますけれども、事実はどうなるのかと。今回通ったのがどういう形で、ただ棚上げの状況になるのか、それとも永遠にもうこれは修正

されるのか、そのところはやっぱりきちんと客観的に述べてもらいたいと思います。思いはわかりましたけれども。

それと、当初25億8,000万円、今私のほうは31億4,838万5,000円ということで、それでいろいろ説明して、当初は25億円何がしといったのは、何が入って、何が入っていないということで、やはり公共事業を進める、これが常套手段かなと私は思っております。事務方は最初はどうしても小さく数字を言いたがる。でも一たん通ったら、もうとめることができませんよね。だからどんどん、あれが足りなかった、これが足りなかった、この整備が必要だ、市民に言われた、そういうことでふえていくというのが大体私が見ている公共事業もそういう形のものが多いというふうに思っております。ですから、今回もそうならないように私も注意を皆さんにお願いしたいのです。そういう形にならない、そういう意味でしっかりとしたものを出してもらいたい。

というのは、これ例えば建物だけの整備、あとキッズプラザ、あそこはただ単にアスファルトだけのものですから、またそこに木を植える、庭をつくる、何をする、いろいろやっぱり改修すべきものは出でてしまう。当然今ある残ったものの解体作業、それについてもいろんな細かいのがまた出てくる。だから、そこら辺が大変不安ですからこういうことを聞いているのです。

ですから、市長の思いとして、やっぱりこういうふうに膨らんでいくというのをどう思うか。市長はもうそういうのではないようにという、そういう思いも聞きたいということなわけですね。一たんやったら、もうどんどん膨らんでもいいのだという考えがあるのか、なるべく市民に負担をかけないようにきちっと予算どおり、またそれより少ない経費でおさめていくという決意があるのか、そういうことですよね。別に私は賛成ではないです

けれども、一応これについて、そこら辺しっかりと市長の考え方、やっぱりなるべく少ない経費でおさめるという考え方があるのかどうかということ、そこをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員の3分の2が否決されたらどうなるのかと。12月定例会で上程をする予定でございます。ただし、前提があります。この補正予算を可決していただいた後というふうなことで、先ほどご説明を申し上げましたけれども、可決していただきますと、契約についての仮契約というふうなことに工事の仮契約になります。そして、この仮契約を本契約にするための契約議案というのが12月定例会にも諮られます。そして、3分の2の特別多数議決を求めます条例改正というふうなことになるわけです。

その部分で、仮に私の努力がまた足りず、またご理解をしていただけられないというふうな結果、3分の2に達しなかったというふうな悪夢に私にとってはなりませんけれども、そういうふうな夢は見たくないのですけれども、今あえて横垣議員からお尋ねがございましたので、お答えするわけでございますけれども、12月定例会での時点では移転は不可能であるというふうな、これは事務的な答弁になるかと思ひます。

また、予算がどんどん膨れ上がってきているのではないかと。例えばアスファルトの部分だとか、植木だとか、そういうふうなものがこれからふえてくるのではないかと。これは、経費の比較表にも書いております、工事一式14億2,700万円、植栽等工事、フェンス等補修工事、こういうふうなもの、そういうふうなものが入っておりますので、しっかりとした形で私たち積み上げて、議会のほうにお示しをさせていただいたわけでございます。

先ほど総務部長からもお話がございました、25億数千万というものは、基本計画の中でさまざまな外構だとか、そういうふうなものを含めない中でのある程度のざっくりしたというふうな形での金額でございまして、その後設計に入り、そしてさまざまな部分から積み上げた結果、この議会に上程をさせていただきましたので、28億2,200万円余というふうな形のトータルでの経費でございます。これは、しっかりと積み上げたものでございますので、これから超えるようなことではなく、できるだけこれから抑えた形の中で当然入札もございまして、契約残というふうなことも発生してくるものであると、こういうふうなところで予測をしているところでございまして、ご理解をいただけるものと、このように思ひます。励ましをいただいたものだ、と、こういうふうに思ひます。ありがとうございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 位置変更に関してであります。先ほど12月定例会で3分の2が通らなかったならば、その時点で移転は無理だと、その時点であるということでありました。そういう答弁でありましたが、であれば、当然次3月定例会とか6月定例会あるわけですから、そういう意味では市長としては12月で否決されたとしても、あきらめはしないということでございますか。その時点でもうあきらめるということで判断してよろしいのか、最後そこの考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） あきらめるような上程の仕方をしてはございません。重大なる決意をもってこの案件について取り組んでいるわけでございますので、ぜひご理解をいただきたいと、そういうふうな思ひでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を

終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番(新谷泰造) 今回の補正予算に庁舎移転としての残額の総額ではなく、その一部の6億2,000万円を計上した理由をお聞きいたします。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 年度がまたがりますので、継続費で計上いたしたところでございますので、内容につきましては担当部長よりご説明申し上げます。

○議長(村中徹也) 総務部長。

○総務部長(新谷加水) 補正予算案の4ページに総務費の本庁舎移転事業ということで平成20年度、平成21年度、総額15億6,768万7,000円ということで、継続費を設定させていただいております。平成21年度の当初予算では9億5,974万1,000円、これを計上させていただくということでございます。そのほかの平成21年度に行われる経費、これにつきましても、平成21年度で計上することになりますので、平成21年度当初では11億1,156万7,000円というふうな計上額になります。

そのほか平成22年度では現庁舎の解体整備費というものが平成22年度の当初というふうなことで残ってまいります。

以上です。

○議長(村中徹也) これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。26番富岡幸夫議員。

○26番(富岡幸夫) 庁舎の改修費についてでございますが、市長が今るる説明されてきた12月に所在地の変更をされるというようなことを出さずに改修費を先に出してきたという手法については、まことに残念な提出の仕方だなと、こういうふうに思っておりません、気持ちはわからないわけではございませんけれども。このことは、唐突にこの件を出された杉山前市長の思いからすれば、前市

長は何としてもやり遂げるのだというようなことで来ると、このような手法を使うのかなと、こう思ってきたわけですが、宮下市長もこの手法で来たというふうなことであります。

その手法は結構ですけれども、詳細の予算に盛りられてきた工事費のことですけれども、先ほど同僚議員が25億数千万円からというようなことで、当初も入っていないものはまだ計上できないとしながら、これから先どれくらいかかるのか検討するというようなこと、または開放エリアについても、これは当初の目的から大幅に変更になって、キッズプラザというようなことで今回予算が3億円強ということでは上がってきました。非常に予算についても、これでとどまるのかというようなことについては、先ほど市長答弁もありましたけれども、私は非常に心配、懸念をしております。私は、杉山前市長の代から、一貫して持論を持って、自分であればこうしたいなというようなこととか、3月定例会の一般質問では宮下市長にもその思いをぶつけたところであります。

そのようなことから、詳細設計が上がって、時間をかけて上げてきて、そのことを整理して我々に上げてきたわけですけれども、その辺はすんなりと聞き入れるというようなことにはまいらないような気がしてなりません。私は、この今出した額、来年工事費全額出るわけですけれども、これまでの議論の中の心配されるというようなことについては、職員の執務環境、このことについては、一般の方にはバリアフリー対策と称しながら負担のかからないというような設計になっていることでもありますけれども、執務環境並びに維持費の経費としてかかわっていくであろう冷暖房費、空調施設について、多分今の上ってきたものではおさまらないであろうと懸念をしております。

執務環境については、当初各部署から要求、要

望をしるということでそれぞれの我々の議会も要望しました。それぞれの役所の中で設計が上がってから、そのことについての説明、新たな改善、そのようなことがなされていたのかどうか、その辺のところのお話も確認をさせていただきたい、こういうふうに思っております。

とりあえずそういうことで答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 富岡幸夫議員の予算先行の審議、これは残念であるというふうなご発言がございました。これは、富岡幸夫議員のお考えとして私の胸にしっかりと受けとめさせていただきたい。しかしながら、私は今の手法をとらせていただいたということでご理解を、これまでの経緯、そしてさまざまな私が引き継ぐ段階で、市政を担当する段階での杉山前市長の形、そしてそれが継続をして行政が進んでいるというふうな部分、こういうふうなもろもろを考えますと、富岡幸夫議員の感想につきましては、私は受けとめさせていただきたいと、こう思います。

予算がふえないか心配しているというふうなことでございますけれども、今富岡幸夫議員前段にお話ししましたように、詳細設計をして、こういうふうな形で議会のほうにお諮りをしたわけでございますので、上程をされたこの費目、内容等については、これがもう上限でございます。執行残、契約残というふうなこと、こういうものが私はまた出てくるのではないかなと、そういうふうな思いでございますので、この部分についてはしっかりと積み上げた数値であるということでご理解をいただけるものだ、このように思います。

職員の執務環境の部分、さまざま私も議長のときに当時の議会事務局長及び次長を庁内での検討委員会、これに派遣をいたし、また当時議会でのお集まりの中でさまざまな要望等もお聞きしたよ

うに私も記憶しております。それを積み重ね、そして私が今この立場になってからも、何回もそのレイアウトについては十分検討されていると。そして、さまざまな部分で声を吸い上げて、その執務環境の整備、そしてレイアウト等は十分検討されていると、このように私は思っております。

また、これが3分の2の特別多数議決をいただいて、そして移った後にさまざまな部分で障害が出てくるもの、やはりこれは絵でかいているわけでございますので、実際この動線等の部分で不満な部分が、どこのうちでもそうだと思います。設計図を見て、なるほどなと、最終的にチェックをして合意があったとしても、さまざまな部分で不都合が出てくると思います。そういうふうな部分は当然予算もかかりませんので、さまざまな移動と、こういうふうなものも出てくるかとは思いません。また、部、課、それらの行政改革において、さまざまな部分での統合、こういうふうなことも今もくろんでいるところでございますので、その部分において固定したもののレイアウトではないと。しかしながら、その部分については経費は触れないと、こういうふうな認識をしておりますので、ご理解をさせていただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（富岡幸夫） 十分検討をしてきたということとであります。

そこで、この設計に当たった山下設計さん、設計の委託は、いわばコンペによるものでなくてプロポーザルといいますか、いわばその企画を生かすという手法をとってきたと思うのです。この設計のアウトラインといいますか、レイアウトしたものについて、私は先ほどの予算総額に絡むことにかんがみて25億円、当時私は杉山前市長に、万が一設計をきちっと積み立てていって随分と金額が増すようなことがあったら引き返す覚悟もありますかというようなことも聞いてまいりました。

そういう意味から、私は心配して見守ってきたつもりであります。現に31億円になったわけです、総額で。

その設計の際に、設計会社が言わんとする、いわばこの建物であれば、将来むつ市の市民の方々皆さんが納得するというようなものに上がったのかどうか、いささか心配な部分がございます。それは、先ほどその予算の中でどうしても30億円そこそこにおさめなければならないというようなことが働いたとすれば、大きな問題が市民の説明というようなこと、議会に対する説明、こういうふうなこと、または職員に対して我々今議論しているものは、いずれ去るものであります。しかしながら、残された職員、または市民のあの場所でのということになれば、いささかなりとも我々がここで気を緩めるといふわけにはまいらない、こういうふうになるわけです。そのようなことはないとは思っておりますけれども、その設計事務所の思いがどれだけ反映されてきたのか。検討はしたと言っている。言葉では検討ですが、我々にはその中身が伝わってきていないということも現実だと思っております。その辺のところはいかなるものでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） このむつ市本庁舎移転改修設計業務に係るプロポーザルというふうなものがございまして、当時、今具体的にお名前が出ました山下設計東北支社というところから、これはプロポーザルを数社から受けて、その中で選択をしたということで、機能性、快適性を実現する3つのモールの提案、広いワンフロアを市民、行政、議会の協働のステージにコンバージョンというふうな、この基本的なプロポーザルに従って、そして設計を進めてきたというふうな部分で、それを細かく言いますと、またでは職員の環境、職務環境はどうなのかというふうなこと、それは先ほど

言いましたように、将来にわたってしっかりと固定したものでございませぬ。レイアウトも。そういうふうなことで、さまざまなフレキシブルな形の中でそのレイアウトは当然できるわけですので、その時々、その組織の内容、組織の連携、そういうふうなものについての組み合わせは十分可能であると。しかしながら、これは建物がまず決まっているわけでございます。新たに積み重ねていく建物でございませぬ。四角というふうな形の中でのその部分のご懸念かと思ひます。しかしながら、その四角の、長方形の中に開放スペースの部分、そして議会モールの部分、行政の部分というふうな3つ、これをしっかりと据えて、そして行政の部分では、これはしっかりとフレキシブルな形で今後できますので、ご懸念には及ばないのではないかなと、こういうふうに思ひます。

以上です。

○議長（村中徹也） 26番。

○26番（富岡幸夫） 私の心配も全く余計な心配だというようなこともわかりませぬが、プロがこのような形でのいうのか、ぎりぎりの判断をしながら提案をしてきたものについて努力を重ねていきたいというようなことでは理解ができないわけではありませぬ。しかしながら、いろんな要求を聞きながらやってきた。当時宮下市長は議長で、その要望も提出をしたというようなことであります。手直しが加えられる部分というのは、一般の執務においてかなりのものが出てくるだろうと私は思っています。その中で、議会にかかわるものについては、かなりの気の配りがあると、設計の中で、そういうふうな思っております。

それは、ワンフロアであるものの庁舎の中に、建物をつくり直して議会をつくるというようなことになるわけですね。議会には光も取り入れるとかさまざまなことで金がかかってくるというようなことは設計の段階で聞かされております。そう

なると、我々お金がかかった部分については、議会についてはお金がかかったけれども、一般の方々についての部分では、または一般職のところではなかなか自分たちの思いが伝わっていないのではないかなと。今のうちでは青写真の上での話ですから、でき上がってからどうなるかという心配はなかなか見えにくい、わかりにくいわけです。そういうふうなことがもしあれば、我々議員としても、使い勝手の悪いものを提供してしまったのかなというふうなことがあれば、この辺で私は自分たちの思いを少し新たにすべきものもあるのかなと、こういうふう考えております。

余計な心配ご懸念をというふうなことでありますけれども、私はどうしてもそういうふうには思わざるを得ません。このことは、12月の定例会において、所在地の変更で3分の2で可決されれば、予定どおり、今の予算計上どおり、設計どおりになるということになるわけですが、同僚議員の中には、やはり疑問を持ちながらこれに対処している議員たくさんいると思います。

1つには、私は3月定例会で一例を述べましたけれども、一部でも新しく建てかえるならば将来にわたっての経費はかからない。あの場所でも新しくすれば、この議員の中で賛同してもいいというような声もなきにしもあらずでございますので、そのようなことを十分考慮しながら12月には提案をしていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（村中徹也） これで富岡幸夫議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。18番馬場重利議員。

○18番（馬場重利） 庁舎移転のことですけれども、今定例会で補正予算を通していただいた後に12月定例会で、いわゆる位置の変更の条例案を出すと。そして、3月定例会には残りの事業予算を出すと、

こういう段取りだと思っておりますけれども、先ほどの質疑を聞いておりますと、いわゆる事業費が、当初が25億円余りだったのが27億5,000万円になって、それが今28億円、あるいは今31億円を超えるという。今この質疑をエフエムアジュールで聞いている市民は、何のことなのかなと、こう思っているだろうと思うのです。そこで私申し上げたいと思うのでありますけれども、27億5,000万円が28億2,200万円になったというその経緯についてはわかりました。さきの定例会でも私質疑させていただきました。開放エリアの問題です。開放エリアも庁舎の執務と同時開業するのだと、こういうことだったのです。私は、同時開業する必要はないと、開放エリアはもっと真剣に策を練るべきだということを申し上げたわけでありまして。この開放エリアの整備に3億2,600万円出ているわけです。

私は、庁舎移転については賛成している一人でありますけれども、今このむつ市の財政を見て、多くの市民も、恐らく同僚議員も財政の面だけなのです、心配しているのは。先ほど市長答弁の中にあったいわゆる財政健全化団体には触れない、十分やっていけるという話、それは私は前の議会でも聞きました。ぎりぎりやっていけるだろうと思っておりますけれども、だけれども余裕を持って言えるものではないと私は思っています。

したがって、私今申し上げたいのは、この開放エリアにまで市の事業として3億円を超える金を使わなければならないという必要性、必然性、私はそれはどうも納得できないし、抵抗せざるを得ない。これは、12月の関連が出てきますし、3月には平成21年度の予算が出てくる。その都度クリアしたいという市長の話ですけれども、私は全体的な見方をしなければいけない、こう思って今発言しているわけです。この開放エリアの整備案を見れば、設計管理に1,800万円近くかかっている

わけです。どういう発注の仕方をしてやられるのかわかりませんが、1,800万円という金は、大体普通の民間の住宅ですと立派な家が建てられる金額なのです。それまでをかけて、この開放エリアを使わなければいけないのかという私は1つ疑問があります。

この中身を見ますと、開放エリアの整備の中で市民プラザ、これは指定管理者を予定していると。しからばこの指定管理者にどれくらいの管理料を払ってやろうとしているのか。あるいは、この全体的な3億数千円かけた開放エリア、年間どれくらいの維持管理費がかかるのか、そういうこと等も詳しく私は知りたいと思っています。ですから、今そういう話をしても、これはきょうの本題の補正の中には入っておりませんので、ここで詳しく議論するつもりはございませんけれども、これ関連したことでありますから、次の議会なり、あるいは3月なり、修正を出されないようにしていただきたい。このことを申し上げたいと思いますけれども、お考えをいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、総額の部分で25億円から約31億5,000万円というふうなことで、馬場議員も今ご理解をいただいたと思います。その約3億円の部分、この開放エリアの部分の整備費が入ってというふうなことでございますので、改めてまた再度お話をさせていただきたいと思えます。

私今手元に平成19年5月のむつ市本庁舎移転基本計画というものがございまして、その際に事業費及びスケジュールという形での説明がございません。移転経費と財源ということで、取得費、設計費、工事費、ひっくるめまして25億8,700万円、そして他経費の部分に移転費とか現庁舎解体整備費、車庫整備費等が全く入っていないわけござ

います。そういうふうなものが入っていないで25億8,700万円という形で、そしてそれを2月の段階で27億5,000万円、そして設計をしっかりと積み重ねて本日の形になっているというふうなことでご理解をしていただきたいと思います。

さらに、開放エリアの部分、同時開業の開始必要なし、またどうもその3億数千円の部分、納得いかないというふうな部分、これはしっかりと私も意見として受けとめておきたいと思えます。しかしながら、この開放エリアの部分については、今回初めて皆様方にその内容をお示しさせていただいたわけでございます。この部分は今の補正予算とは切り離しているわけでございますので、ご意見としてしっかりと承り、またこの開放エリアの整備案に至る経緯、これらも平成20年2月に実施した市民説明会時の整備基本案について、さまざまな団体、農協等との協議を行って整備案を取りまとめたというふうな段階でございますので、今後議員各位のご意見、また市民団体のご意見、そういうふうな方々のご意見をしっかりとお聞きして皆様方にお諮りをしていきたいと、こういうふうなスケジュールで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

管理料とか維持管理、これらについても、まだそういうふうな詳細にわたっての検討を今しているところでございます。今後これらも開放エリアの整備案の中でまとめられる部分はまとめていきたいと、こう思います。そして、議会のほうにお諮りをしていきたいと、こういうふうにお思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（馬場重利） 事業費の経緯については、理解をいたしております。

開放エリアは、今初めて出したと市長言いましたけれども、前回私質疑させていただいたときに

キッズエリアという部分が出てきていたわけです。私は、そういう部分にまで事業費として計上していいのかということをお願いしたうえで、もっとじっくり協議すべきだということをお願いして、同時開業はこだわらなくてもいいのではないのかということをお願いしたのです。今再度確認をいたしますけれども、市長の口からは同時開業をどうのこうのと、あくまでも同時開業にこだわることなのかどうか、そこを1点。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 議会のほうのご意見をしっかり踏まえた中で判断をしていかなければいけませんし、また各団体の要望等も現在届いております。そういうふうなものも総合的に判断をしていかなければいけない時期が近々来るものだと、このように思います。決して、何とでもごり押しをして同時開業というふうな形ではないし、またできたら同時開業であれば、全体的なこの庁舎を含めたむつ市の行政、そして子育て、そして特産物販売の場所、そういうふうなものもできてくるのではないかなと、一体的にお披露目ができるのではないかと、こういうふうな思いを持っているところも事実でございます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（馬場重利） 先ほど財政の面からも余裕を持っていわゆる庁舎移転できるような状況ではないはずだということをお願いしたのですけれども、まず重要なのは、先ほどの質疑の中でも市長答弁でありました駐車場の問題やら、あるいは執務状況を見れば、とてもではないけれども、早く庁舎移転してほしいと、私はそう思っているのです。最低限、いわゆる行政サービスに支障のない、あるいは執務に最低支障のない程度でできる状況をまず先にしてほしい。そのほかは後です。私は、あくまでもこの開放スペースに金をかけるのは大反対だ。あったほうがいいというのはわかるし、

希望している団体も私わかります。だけれども、6万5,000人の中のどれくらいの人数がこだわっているのかわかりませんが、恐らくいろんな団体、サークル等があるかと思いますが。私は今の少子化の時代、いわゆる乳幼児に対するそういった思いというのは持っています。このスペースにそれだけの金かけるのだったら、もっと支援策はあるはずだ。私はそういう思いで、あえてどういようですけれども、申し上げるわけでありませぬ。

再考を促して質疑を終わります。

○議長（村中徹也） これで馬場重利議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第82号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

本案に対しては、目時睦男議員外2人から修正の動議が提出されております。

この際、提出者から修正案の説明を求めます。10番目時睦男議員。

（10番 目時睦男議員登壇）

○10番（目時睦男） 議案第82号 平成20年度むつ市一般会計補正予算の修正案について提案理由をご説明申し上げます。

議案第82号原案には、第三田名部小学校建設事業費の調整や緊急医療の確保及び小児医療の運営にかかわるむつ総合病院に対する負担金の増額や

むつりハビリテーション病院の前年度赤字分にかかわる負担金の計上など多くの市民生活にかかわる必要な予算が計上されております。しかしながら、まだ市民の意見を二分している本庁舎移転事業費 6 億 2,499 万 3,000 円が計上されております。

その理由として、本庁舎移転にかかわる全体の事業費及びその財源の積算並びに市財政の健全化の見通しがついたからというものです。しかしながら、東京電力からの 6 億 7,000 万円の交付金の前倒しが見込まれたからであり、本市の財政は明るい見通しが見えたと言えるものではありません。

平成 18 年 9 月定例会で本庁舎移転事業費の当初の積算は 25 億円でありました。本原案には、本庁舎移転事業費 28 億 2,238 万 5,000 円に開放エリア整備費 3 億 2,600 万円を足して 31 億 4,838 万 5,000 円となっています。当初計画から比べ、6 億 4,838 万 5,000 円も膨らんだ事業となっています。

本庁舎移転事業については、まだまだ多くの市民が心配しており、市民の理解が得られている状況とは言えません。本庁舎移転は、原点に戻り、市民の合意のもと、計画的に進めるべきであります。今こそ「まちづくりの主役は市民」という市長の基本姿勢にしっかりと立つことを切に求めるものであります。

以上の理由から、歳出第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、29 目庁舎建設費 6 億 2,499 万 3,000 円を減額した修正案を提案いたします。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議事整理及び昼食のため午後 1 時 30 分まで暫時休憩いたします。

午後 零時 16 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより修正案に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で修正案に対する質疑を終わります。

これより議案第 82 号の討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。3 番新谷泰造議員。

（3 番 新谷泰造議員登壇）

○3 番（新谷泰造） 議案第 82 号原案に対する反対討論を行います。

まず、市民の生活が第一、財政再建を優先させ、庁舎移転はやめるべきである。

第 2 に、旧アークスプラザに庁舎の移転を決めないうちに、すなわち議会の 3 分の 2 以上の議決を得ないうちに旧アークスプラザの土地と建物を購入してしまったのは地方自治法第 4 条と行政実例に違反する。

第 3 に、今回の補正予算に庁舎移転費として残額の総額約 21 億円を計上せず、その一部の 6 億 2,000 万円を計上しているのは、地方自治法第 4 条、地方自治法第 222 条の規定の趣旨に反する。これは、市の最高議決機関である議会を軽視するものである。

第 4 に、合併特例債について、起債の許可が確定していない。したがって、財源も確定していない。

第 5 に、総事業費は 31 億 4,838 万 5,000 円までに増加している。庁舎を建築する場合には、総事業費の 2 分の 1 以上の積立基金が必要である。しかし、むつ市は庁舎移転のために 15 億円より寄附を受けていないので、積立金が 7,419 万 2,500 円不足している。

第6に、庁舎移転後のランニングコスト、いわゆる維持管理費について、実施設計が出ているにもかかわらず、維持管理費が正確に出ていない。

第7に、耐震性について、374本のくいに建っている旧アークスプラザより十勝沖地震に耐えた地盤の上に建っている現庁舎のほうが地震に強いのではないかと。

第8に、むつ市がむつ総合病院に対するむつ市の債務負担の債務33億円を債務不履行をしないで33億円を支払っていたならば、むつ総合病院に対するむつ市負担部分の債務33億円はむつ市の累積赤字に加算されていたことになる。平成18年度決算でのむつ市の累積赤字21億円とむつ総合病院に対するむつ市負担部分の債務不履行の債務33億円を合計すると、むつ市の実質的な累積赤字は54億円となる。実質的な累積赤字を54億円とすると、実質赤字比率は32.54%となり、夕張市と同様財政再建団体に該当してしまう。財政再建団体に該当すると、何といても困るのは弱い立場の市民である。

以上の理由から補正予算原案に反対いたします。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで議案第82号の討論を終わります。

これより議案第82号 平成20年度むつ市一般会計補正予算の採決に入ります。

まず、本案に対する目時睦男議員外2人から提出されました修正案について採決いたします。

この採決については、目時睦男議員外2名から、無記名投票によられたいとんの要求がありますので、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（村中徹也） これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は24人であり、投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（村中徹也） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 配布漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（村中徹也） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本修正案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と点呼に応じて順次記載台で記載のうえ投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼をいたします。

○事務局次長（工藤昌志） それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。

投票記載台のスペースの関係により、同時に投票できる人数は3名となっております。3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて賛成または反対と記載し、投票箱に投票してください。

（事務局次長氏名点呼・投票）

○議長（村中徹也） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（村中徹也） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に12番新谷功議員、13番富岡修議員、25番斉藤孝昭議員を指名いたします。

よって、12番新谷功議員、13番富岡修議員、25番

齊藤孝昭議員の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長(村中徹也) 投票の結果を報告いたします。
投票総数24票。これは、先ほどの出席議員数に
符合いたしております。

そのうち

賛 成 6 票

反 対 1 8 票

以上のとおり反対が多数であります。よって、
目時睦男議員外2人から提出されました修正案は
否決されました。

次に、議案第82号原案について採決いたします。
この採決については、起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員
の起立を求めます。

(起立者19人、起立しない者5人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、
議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号

○議長(村中徹也) 次は、日程第16 議案第83号
平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第83号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第84号

○議長(村中徹也) 次は、日程第17 議案第84号
平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議
題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第84号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第84号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第85号

○議長(村中徹也) 次は、日程第18 議案第85号
平成19年度むつ市水道事業会計決算を議題といた
します。

質疑に入る前に、平成19年度むつ市水道事業会
計決算に対する監査委員の意見を求めます。代表
監査委員。

(菊池十皿夫代表監査委員登壇)

○代表監査委員(菊池十皿夫) 平成19年度むつ市
水道事業会計決算について、審査の結果を報告い
たします。

今回審査に付されたむつ市水道事業会計決算書
を初め財務諸表、その他の附属書類はいずれも関
係する証拠書類と符合しており正確でありまし
た。

また、予算の執行状況は、地方公営企業法ほか
関係法令に準拠して、適正かつ効率的に執行され
ており、経営成績及び財政状態についても適正に
表示されているものと認めました。

審査の意見につきましては、既にお手元に配布
の平成19年度むつ市水道事業会計決算審査意見書
のとおりでありますので、ご審議の参考にしてい
ただきたくお願いを申し上げます。決算審査の
報告といたします。

○議長(村中徹也) これで監査委員の意見を終わ
ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

17番千賀武由議員。

○17番(千賀武由) ただいま水道事業会計決算に

ついて、審査結果のとおり経営成績及び財政状態がよろしいということで、非常に喜ばしいこととございます。

私は、ここで有収率について1点だけ伺いたいと思います。平成19年度の有収率を見ますと、全体で83.6%と報告されておりますが、この83.6%であったということは、残りの16.4%については水が無駄になったのでしょうか、そのところをお伺いしたいのですけれども。

○議長（村中徹也） 公営企業局副理事総務課長。

○公営企業局副理事総務課長（石田武男） 千賀議員のお尋ねにお答えをいたします。

この有収率の算出根拠の中に、まず配水量がございます。それから、その中で有効水量と無効水量という形に分かれてきます。この有効水量の中に有収水量、それから無収水量という、そういう段階がございます。この無収水量というのを分けますと、さらに有効な水量ですけれども、収入につながらない水量。有収水量につながらない水量というのは、例えば消火用水とか、それから今ちょっと浮かばないのですけれども、いろいろあるわけで、その中で有収水量が84.3%とか、そういう水量になっているというのは、まず最近の水道事業の中では必ずしも低い有収水量ではないということで、全国水準からいきますと、大体90%程度が最高の有収水量程度になるのではないかなと、私はそのような認識をしております。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（千賀武由） 私は、この16.4%というのが果たして無駄になっているのかならないかという、それを聞きたかったのでございます。

それと、この有収率について、向上させなければ企業としての水道会計の将来も心配されると私は思います。そこで、この有収率をさらに向上させるために、基本的な方策等をお考えでありましたら、できる範囲でお答えを願いたい、そのよう

に思います。

○議長（村中徹也） 公営企業局副理事総務課長。

○公営企業局副理事総務課長（石田武男） 突然で私ふなれなもので、説明どぎまぎしてはいますが、私ども水道事業といたしましては、この有収率の向上というのがまず第1点に考えております。この有収率の向上に対しては、古い管の、いわゆる老朽管の更新とか、そういうもので対処していきますし、このたび5月に策定しました水道ビジョンにおいても、川内、大畑地区の老朽配水管の布設がえというのを出してございます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（千賀武由） 後でまた私お伺いに行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、皆さんは水道のプロでございます、スタッフでございますので、今後とも健全財政のためにも水道事業向上になお一層努めてほしいと思います。終わります。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第85号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

報告第20号

○議長（村中徹也） 次は、日程第19 報告第20号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。17番千賀武由議員。

○17番（千賀武由） それでは、和解及び損害賠償の額を定めることについて伺いたいと思います。

まず、駐車場内の事故ですが、事故は事故であります。この事故になった経緯をまずお伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

この事故になった経緯なのですけれども、これは図書館が所有している車両でございます。本庁に事務の関係で来ました段階で、駐車場がちょっと満杯であったというふうなことで、運転者の技量もあるのでしょうかけれども、駐車場に入れようとした際に、駐車していた車両に接触してしまったというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（千賀武由） 駐車場内の事故でも、これはやはり事故は事故でございます。そしてまた、人身傷害にならなかったことは不幸中の幸いであると思います。そこで私は、交通事故の損害賠償の報告議案については、この定例会あるごとに聞いております。そのたびごとに交通安全についても私はどのようにしているのかということをおたずねしておりますが、この職員の交通安全に対する意識がちょっと足りないのではないかなと思って残念でならないのでございます。

そこで、市の職員が交通事故を起こさないためにもどのように現在は指導、教育をしているのか、また今後どのようにしてこの交通安全意識を持たせ、事故ゼロを目指して進めようとしているのか、そのお考えを聞きたいと思います。

また、相手の車も市の車も壊れたと思いますが、その修理代はどうしたのでしょうか。

そしてまた、求償権の問題、駐車場でございますが、事故を起こした職員の何らかの処分はあったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず、事故の件につきましては、非常に最近どうございまして、我々も憂慮してございます。職員一人一人が改めて認識を持って車を運転するというふうなことに常々努めているわけなのですけれども、どうしても今の車社会の中では、公用車を使わないと業務ができないというふうな状況でございます。

また、以前は運転の専門職が置かれていて、一般職はなかなか運転する機会もなかったというふうな経緯がありますけれども、社会の趨勢によりまして、一般職でも運転を業務としてやるようになってきたというふうな現状がございます。その中であって、いかに運転者のマナーに努めるか、事故、違反等についても常々指導しているわけなのですけれども、どうしてもこういう事態が起きてしまっているというふうなことを非常に申しわけないと思っております。

事故の公用車の損害ですけれども、公用車もそれ相当の被害を受けております。ただ、公用車の場合はすべて車両保険に入っております。市有物件のほうの保険に入っております。全額が補てんされることになっております。

それで、職員の求償権というふうな問題についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、事務職がいわゆる運転業務をしているというふうな状況の中であって、なかなかその求償権については難しい問題があるというふうな考えでございます。その部分については、今後検討させていただくことにしましても、非常に難しい問題があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） ただいま教育部長が申し上げたことに尽きるわけでございますけれども、職員の公用車及び私用車の運転の安全上のことに

つきましては、先般通勤途上、大変痛ましい事故があったわけでございます。究極的に申し上げますと、健康管理を含めまして、技量の向上と自己管理というふうなことになるわけですが、こういう交通事故を起こさないように、職員にこれからも事あるごとに呼びかけ、督励してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（千賀武由） ただいま交通事故防止についての考え方などをお聞きしたわけですが、両部長がただいま言っていたことを全職員が聞いていると思いますけれども、ただ聞くのではなく、市の職員は他の模範となる人ばかりでございますので、常に交通安全意識を持って、事故を起こさないよう十分な指導をしていただきたいと思います。終わります。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第20号の質疑を終わります。

報告第20号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

報告第21号

○議長（村中徹也） 次は、日程第20 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成20年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 3点ほどお願いいたします。

まず、脇野沢地区の産廃の調査委託費というこ

とで1,870万円の補正であります。これはコンサルタントに頼んだということで、どこのコンサルタントに頼んだのかということと、その選んだ基準とございますか理由、そこをお聞きしたいと。

そして次に、これ見ると、1,870万円の調査費に対して収入のほうは個人市民税が1,870万円入るとということで個人市民税になっておりますので、どうも不可解だなと。1,870万円この個人市民税がちょうど入るという形にたまたまなったのか。今までのパターンだと、雑入というか、そういう形が多かったのかなというふうに思いましたので、その理由をお聞きしたいということです。

そして、提案理由には対策工もいろいろお願いするというので、この対策工というのは余り聞きなれない表現なので、この対策工というのはどういうものをお願いしているという中身なのか、以上3点よろしくお願います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず第1点目でございますが、入札によりまして、日本上下水道設計株式会社青森営業所と8月27日に契約を締結しております。水質環境、廃棄物に関して精通した技術者を有し、県内に本店、支店、営業所等があり、廃棄物の業務に関する実績がある業者11社を選定し、入札により決定しております。

3点目の対策工についてでございますが、不法投棄廃棄物が埋め立てられていることにより、生活環境への支障が生じ、または生ずるおそれがあることから、それを防止するための対策を講ずる必要があり、その対策が対策工でございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 横垣議員の2点目のお尋ねでございますが、不法投棄に係る調査委託料の

財源に個人市民税を充当しているのはなぜかといった趣旨のお尋ねでございますが、調査委託に要する経費につきましては、補助制度等優先してこれに充てる財源が見込めないということから、すべて一般財源での対応になります。一般財源の大宗を占めるのが市税あるいは地方交付税、こういったことになりましたが、今回議案第82号の一般会計補正予算でもご提案申し上げておりますように、当初予算額以上に市民税が増額になると、実際の調定がそのようになるという見込みが立ちましたので、これを財源として計上した次第でございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第21号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第21号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第21号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、報告第21号は承認することに決定いたしました。

報告第22号

○議長（村中徹也） 次は、日程第21 報告第22号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第22号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第22号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月10日は常任委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、明9月10日は常任委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、9月11日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時12分 散会

